

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市宮前区有馬二丁目一
番、最後の住所川崎市宮前区鷺沼三丁目五番
地一八第二鷺坂ビル 五〇二
被相続人 亡 小口 顕浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

川崎市中区新丸子東三丁目九四六番地三
MKファーストビル三B 武蔵小杉駅前法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 稲葉 翔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市本町一丁目四六六番地、最
後の住所新潟県西区上新栄町一丁目一番一
号
新潟信愛病院和光寮
被相続人 亡 熊倉ヨエ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

事務所新潟市中央区西堀通三番町八〇〇番
地一 西堀セントラルハイツイ二〇三号 弁
護士 藤巻元雄法律事務所
相続財産清算人 弁護士 堀 晋暢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鳳珠郡能登町字姫七字三五番地
一、最後の住所石川県金沢市野町五丁目九番
一〇号セジュール野町一〇三三
被相続人 亡 國谷 和永

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

事務所金沢市駅西新町三丁目一一〇 N
EWSビル八〇一
相続財産清算人 弁護士 永来 宏隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県岡谷市大栄町二丁目八〇三七番地
一、最後の住所長野県岡谷市大栄町二丁目一
番九号
被相続人 亡 花岡 弘意

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

長野県諏訪郡下諏訪町湖浜六一七四番地六
矢島法律事務所
相続財産清算人 弁護士 矢島 久資

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市稲里二丁目七番地一四、最
後の住所長野市篠ノ井布施五明一〇番地北
五明東団地七一五〇
被相続人 亡 大竹 敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

長野市桜枝町一一七七番地五 竹内喜宜法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 山浦 能央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市諏訪形一八八一番地三、最
後の住所長野県上田市諏訪形一八八一番地三
被相続人 亡 宮下 義徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

長野県上田市上田原八〇五番地 倉沢司法
書士事務所
相続財産清算人 司法書士 倉澤健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市厚原一八九九番地七、最
後の住所静岡県富士市加島町五番一八号
被相続人 亡 雨森 和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

静岡県富士宮市東町六番一〇号弁護士法人
はなぶさ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 早川 英寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区郷前町二丁目三五番地、
最後の住所名古屋市中村区鳴丘二丁目二八〇四
番地の一 フォレスト鳴丘一〇五号
被相続人 亡 酒井 豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一三番一七 七
ブトン丸の内ビル七階 弁護士法人大塚・
加藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 社古地健人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県尾張旭市新居町下切戸一二二四番
地一一五、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 原 洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番三四号
ザ・ビルディングパーク丸の内五階荒川武
志法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 崇央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市御津町上佐脇観音堂一四番
地一、最後の住所愛知県豊川市御油町池田六
〇番地
被相続人 亡 春田 洋彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

愛知県豊橋市前田町二丁目六番地の五向山
パールビル二〇二岡本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡本 徳広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字柳前一五
八番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 田中 忠義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月十六日

愛知県岩倉市東町東市場屋敷一六六番地一
五条川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 木全 梨絵

第93期決算公告

2026年7月16日 札幌市中央区北12条西20丁目1番10号

カネシメホールディングス株式会社

代表取締役社長 高橋清一郎

貸借対照表の要旨 (2026年3月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,444,414	流動負債	4,108,319
固定資産	2,358,893	固定負債	(9,288)
		退職給付引当金	923,948
		株主資本	(11,525)
		資本剰余金	771,040
		資本準備金	100,000
		その他の資本剰余金	695,564
		利益剰余金	50,000
		その他の利益剰余金	645,564
		当期純利益	102,306
		自己株式	102,306
			(425,390)
			△126,830
資産合計	5,803,308	負債・純資産合計	5,803,308